

平成 27 年度 第 2 回 白山市総合教育会議

日 時 平成 27 年 7 月 27 日 (月) 午後 4 時
場 所 白山市役所 4 階 402 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会議事項

(1) 白山市教育大綱について

(2) その他

4 閉 会

(案)

平成27年7月27日

総合教育会議

白山市教育大綱

平成 27 年 7 月

白 山 市

1 はじめに

このたび、平成 26 年度の地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月から新しい教育委員会制度がスタートしました。この法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

こうしたことから、法の趣旨をふまえ、本年 4 月 1 日からスタートした新教育長体制のもと、総合教育会議において、本市の教育に関する「大綱」を策定することにいたしました。

近年、我が国における諸情勢は、グローバル化や少子化・高齢化の進行など社会の急激な変化の一方で、地方では過疎化の進行や市民のライフスタイルの多様化に伴い、地域社会での人のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。こうした課題に取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的持続的な社会を創生することを目指し、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げました。地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」に活力を与える好循環をつくり出す流れを確かなものにしていく必要があります。

「ひとの創生」の原動力となるのは教育であり、白山市の発展の基礎となるものです。この大綱のもと、白山市の豊かな自然の恵みや多くの先人によって育まれた伝統文化など、白山市の特徴を生かした効果的な教育施策を実施するための事業の充実に努めてまいります。

白山市長　　山田　憲昭

2 大綱策定の趣旨

新地方教育行政法では、地域住民の意向の一層の反映と、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが求められています。

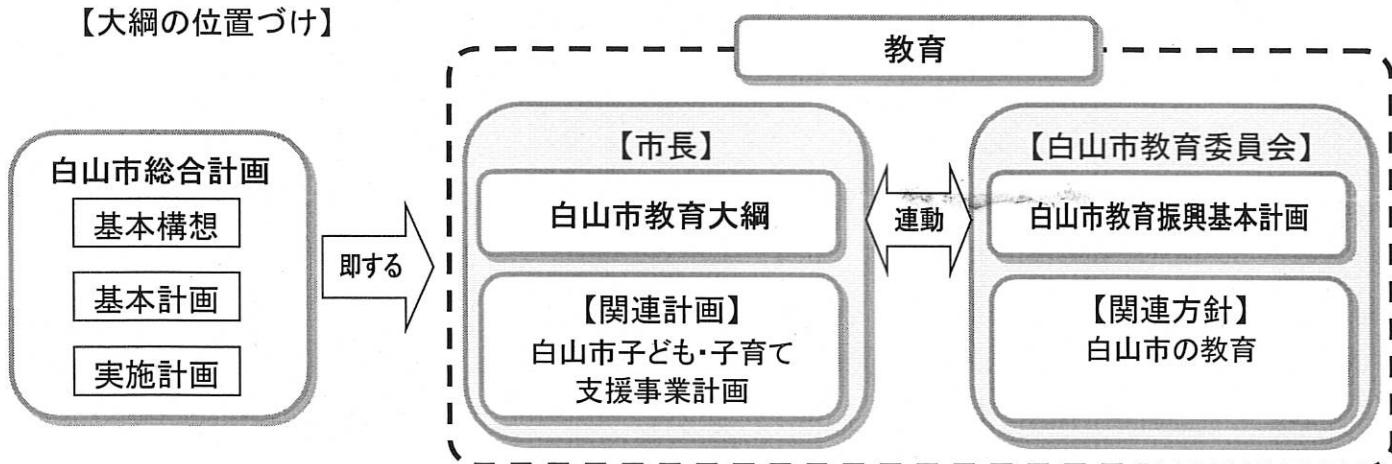
これまでも、民意を代表する立場である市長は、教育行政を担当する教育委員会との十分な意思疎通のもと白山市の教育を推進してきましたが、今般の法改正により、市長と教育委員会の連携の重要性がさらに強く認識されました。

今後も急激な経済社会の変化に対応し、さらに効果的な施策を実現していくためには、教育行政と深い関わりを持つ「福祉政策」や「地域振興政策」など、一般行政における様々な分野との密接な連携が必要になっています。

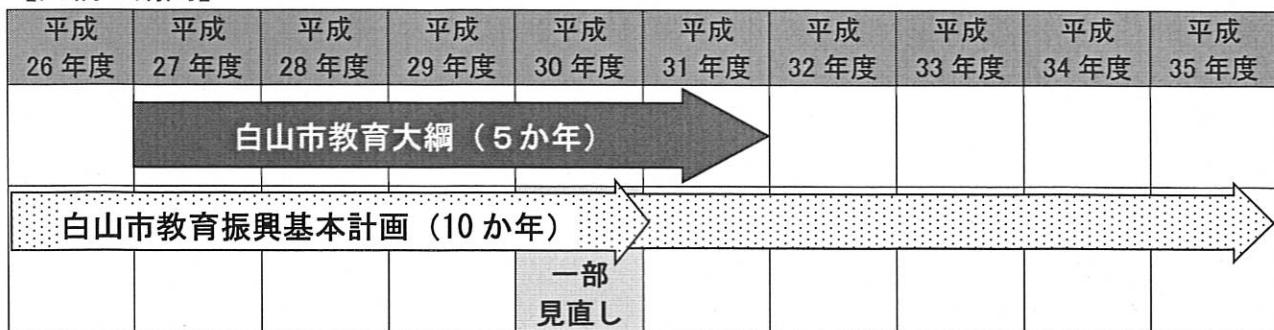
そのため、行政と教育委員会が一体となり、創造性豊かで、ふるさと白山市を誇りに思える人づくりを進めるため、白山市教育大綱を定めます。

3 大綱の位置づけと期間

【大綱の位置づけ】



【大綱の期間】

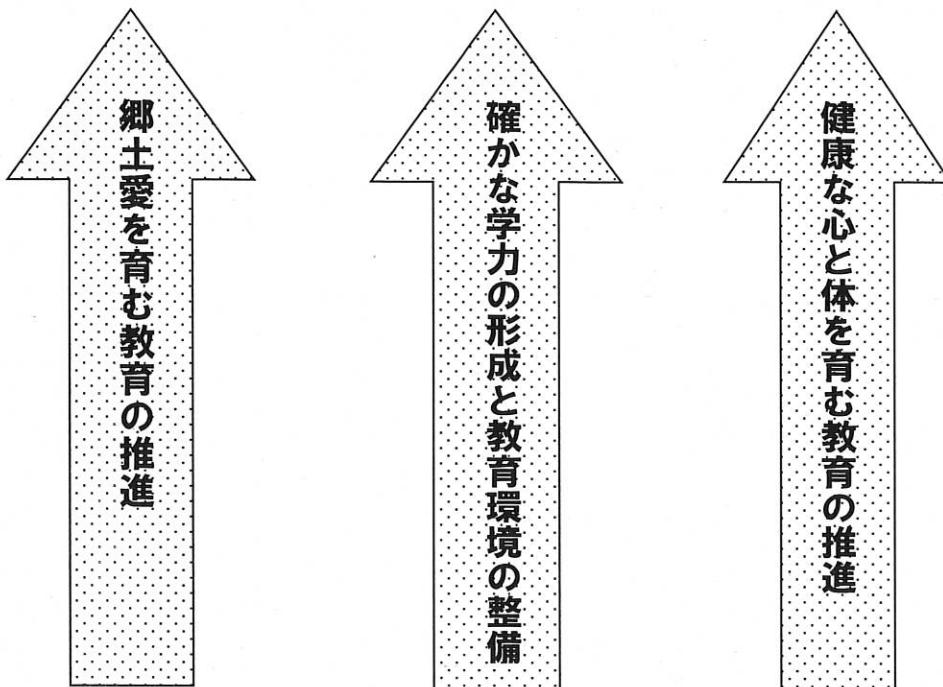


4 基本理念・目標

【基本理念】

ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり

【目標】



5 教育施策の内容

家庭・学校・地域・行政の力を結集し、
心豊かな人づくり・安全安心な学びの環境づくり

1：郷土愛を育む教育の推進

- ① 白山手取川ジオパークの資源など郷土の魅力、ふるさとの歴史や自然・文化の素晴らしさを学び、白山市への愛着を深める教育を推進します。
- ② 公民館を拠点とした生涯学習事業の更なる充実を図るとともに、地域住民が主体となった活動との連携強化を推進します。
- ③ 家庭・学校・地域が支え合い、防災活動などを通じてふるさと白山市を守っていく人材育成を推進します。

- ④ 図書館などの施設を充実し、ふるさと白山市で生涯を通じて学ぶことができる環境づくりを推進します。
- ⑤ 國際化、グローバル化の中にあって、市民が多様な考えに触れ、価値観を認め合う教育環境づくりを推進します。

2 : 確かな学力の形成と教育環境の整備

- ① 就学前教育・保育の充実により、小学校就学へのスムーズな連携を図ります。また、在宅児童や保護者への支援の充実に取り組みます。
- ② 子どもたちが知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、一人ひとりの個性に応じた確かな学力を形成できる学校教育を推進します。
- ③ コミュニケーション能力を育むとともに、成長段階に応じたキャリア教育の機会を大切にし、夢や目標に向かい主体性や創造性を持って行動できる子どもを育成します。
- ④ 教職員の資質、指導力の向上を目指すとともに、保護者や地域の方々とも連携を深め、いじめなどの問題に対応します。
- ⑤ 子どもたちの命を守り、安全な環境の中で生活が送れるよう、ハード面では学校施設の長寿命化など安全安心な教育環境の整備、ソフト面では危機管理体制の確保、防災教育などを推進します。

3 : 健康な心と体を育む教育の推進

- ① 自然体験活動や文化・芸術へのふれあいを推奨し、豊かな感性を育むことができる教育を推進します。
- ② 道徳教育の充実を通じ、「思いやり」「感謝の心」を育む教育を推進します。
- ③ 地産地消などの食育の機会を通じて、安全・安心な食とともに、ふるさとの恵みの大切さを認識できる教育を推進します。
- ④ 健康を維持・向上する体力づくりを推奨し、生涯にわたりスポーツとふれあえる環境づくりを推進します。
- ⑤ 競技スポーツのレベル向上と人材育成に取り組みます。